一般廃棄物処理手数料の改定について ~一時的多量廃棄物に係る分~

平成24年5月

大分市環境部清掃業務課

### 1 一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物に係る分)の改定について

本市が、一般家庭から生じた廃棄物のうち、一時的多量の廃棄物を収集、処分する際は、 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条の規定により、排出者から一般廃 棄物処理手数料を(以下「手数料」という。)を徴収していますが、以下の目的により、その手数 料を改定したいと考えます。

(目的)・家庭ごみ有料化に伴う手数料との均衡

- ・ 廃棄物処理施設使用料の改定に伴う手数料の調整
- ・ 家庭ごみ排出量の更なる削減とリサイクルの推進

また、実施時期については、家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えます。

		区分	改定前			
一般廃棄物	ごみ	一般家庭から生じた一 時的多量の廃棄物を 市が処理したとき	軽貨物自動車(0.35 トン積) 相当量以下 1回につき 1,950円			

	改定後	
廃棄	ごみ有料化の額や物処理施設使用料 定の額を参考に し	

### 2 手数料改定の考え方

#### (1) 現行手数料の考え方について

本市が、通常のステーション収集では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを戸別収集する場合は、通常の収集より経費がかさむため、費用負担の公平性を確保し、排出者に相応の負担を求める趣旨から、手数料を徴収しています。

その手数料は、「 収集・運搬経費」と「 処分経費(廃棄物処理施設使用料)」から構成されています。

軽貨物自動車(0.35 トン積)相当量以下 1回につき

収集·運搬経費 900円 + 処分経費 1,050円 = 1,950円(手数料)

軽貨物自動車(0.35 トン積)相当量 300 kgの処分経費 (廃棄物処理施設使用料 350 円/100kg × 300kg)

#### (2) 前回の手数料の改定について

現行の手数料は、収集・運搬経費と処分経費(廃棄物処理施設使用料)のうちの処分経費を平成16年度に改定したことに伴い改定を行いました。

具体的には、収集・運搬経費部分(900円)は据え置く中で、100kg当たりの処分経費(50kg未満は無料)を200円から、350円に改定したため、それに伴い手数料の処分経費相当部分600円を、1,050円に改定し、合せて1,950円としたものです。

#### (3) 今回の手数料の改定について

今回、現行の手数料について、**家庭ごみ有料化の手数料の額**や廃棄物処理施設使用料の改定の動向を踏まえ、所要の改定を行いたいと考えます。

収集・運搬経費について

収集·運搬経費部分は、**家庭ごみ有料化の手数料の額を基準に見直したいと考えます。** 

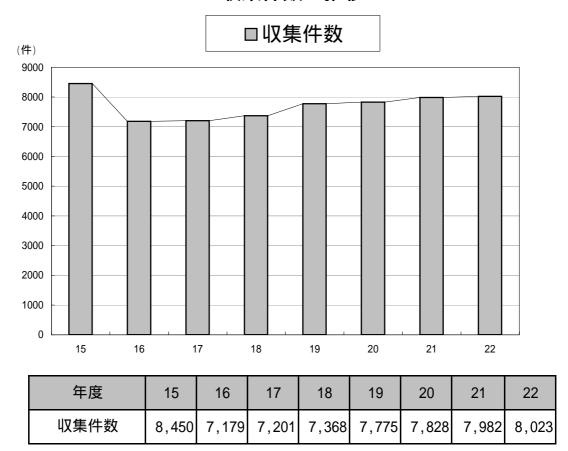
処分経費(廃棄物処理施設使用料部分)について

処分経費については、廃棄物処理施設使用料の改定にあわせて、軽貨物自動車相当量(0.35 トン積)分の処分経費をもとに改定したいと考えます。

#### 大分市一般廃棄物処理手数料と廃棄物処理施設使用料の推移

施行年月日		S47.4.1	S51.4.1	S55.4.1	S61.9.1	H4.4.1	H6.4.1	H16.4.1
一般廃棄物 処理手数料	一時的多量 ごみ	300 円	600円	1,000円		1,030円	1,500 円	1,950円
廃棄物処理 施設使用料	使用料 (不燃)/t	200 円	400 円	1,000円	750 円	790 円	2,000円	3,500円

# 収集件数の推移



# 収集台数の推移

